一部返納

■　一部返納とは

取得している免許のうち、上位の免許種別を返納して、下位の免許種別を残すか、新たに受けるものです。
例えば、「大型免許」を返納して、「普通免許」を残す場合などがあります。

■　申請ができる方

・現住所が広島県内にある方
・運転免許証等が有効期限内の方
・運転免許の停止や取消などの行政処分の対象となっていない方

■　申請場所

○広島県運転免許センター（広島市佐伯区）**1 階 10 番窓口**
○広島県東部運転免許センター（福山市瀬戸町）**1 階 3 番窓口**
○県内の各警察署の交通課
（竹原署大崎上島分庁舎、呉署音戸分庁舎、尾道署因島分庁舎、山県署千代田交番、福山北署油木交番、庄原署東城交番でも可。）

■　受付日時

○各運転免許センター
・月曜日～金曜日　8 時 30 分～12 時 00 分/13 時 00 分～16 時 00 分
・日曜日　14 時 00 分～15 時 30 分
○各警察署と上記の分庁舎・交番
・月曜日～金曜日　9 時 00 分～12 時 00 分/13 時 00 分～16 時 00 分
※　いずれも休日および 12 月 29 日～1 月 3 日の間を除きます。
※　高齢者講習を受講予定の方は、自動車学校の講習予約時に一部返納を考えている旨を伝えてください。返納される免許の種類によっては、手数料が安くなる場合があります。なお、一部返納の手続は、運転免許証の更新時に行うことになります。
※　免許更新手続と同時に一部返納を申請される方は、免許更新の受付時間にお越しいただき、視力検査時に一部返納する旨を申し出てください。

■　手数料

令和８年 10 月１日から、現金に加えて、クレジットカードやコード決済がご利用いただけます。

※更新と同時ではない（更新期間外）申請の方は、申請内容や免許証の保有状況により手数料が異なります。（免許更新と同時に一部返納の手続をされる場合、一部返納に係る手数料は不要ですが、免許更新期間外に手続をされる場合は手数料がかかる場合があります。）

〇免許更新期間外における手数料（新しく下位免許を申し出る場合）

免許の種類		手続後の免許の保有状況		
現在保有する免許	一部返納後の免許	運転免許証のみ	マイナ免許証のみ	運転免許証とマイナ免許証の両方
【例１】 大型	普通	**2,350 円**	**1,550 円**	**2,450 円**
【例 2】 大型	原付 小型特殊	2,350 円＋200 円 ＝**2,550 円**	1,550 円＋200 円 ＝**1,750 円**	2,450 円＋200 円 ＝**2,650 円**

※　更新手続と同時に一部返納の手続を行う場合には、手数料は不要です。

〇免許更新期間外における手数料（すでに下位免許がある場合）

大型・大自二免許保有者が、更新期間外に大型免許のみを一部取消し、大自二免許のみの保有となる場合の手数料（免許の保有状況変更を含む）

手続後／手続前	免許の種類	大自二		
免許の種類	保有状況／保有状況	運転免許証のみ	マイナ免許証のみ	運転免許証とマイナ免許証の両方
大型 大自二	運転免許証のみ	不要	1,500 円	1,500 円
	マイナ免許証のみ	2,550 円	不要	2,550 円
	運転免許証とマイナ免許証の両方	不要	不要	不要

※　免許証の保有状況を変更しない場合、手数料は不要です。

■　必要なもの

・運転免許証又はマイナ免許証（いずれもお持ちの方は両方）
・免許交付手数料（必要な方のみ）
※　運転免許証に記載された住所や氏名等の変更を同時に行う場合は下記の書類が追加で必要です。マイナ免許証をお持ちの方は、マイナンバーカードの券面上に記載された住所・氏名が新しい住所・氏名になりますので、お住まいの自治体で変更後に手続きをしてください。必ずマイナ免許証（従来の運転免許証をお持ちの方は両方）を持参してください。マイナ免許証をお持ちでない方の必要なものは下記のとおりです。

日本国籍の方

● **住所変更に必要なもの**

・運転免許証
・新しい住所が確認できるもの（マイナンバーカード、住民票の写し（コピー不可)、健康保険の資格確認書、郵便物等）

● **氏名変更に必要なもの**

・運転免許証
・本籍入りの住民票の写し（コピー不可、6 か月以内のもの）又はマイナンバーカード

外国籍の方

● **住所変更に必要なもの**

・運転免許証
・新しい住所が確認できる次のうちいずれか 1 点
〇在留カード又は特定在留カード
〇特別永住者証明書又は特定特別永住者証明書
〇外国人の特定事項（国籍や在留資格等）が記載された住民票の写し
（コピー不可、交付日から 6 か月以内のもの）

● **氏名変更に必要なもの**

・新しい氏名が確認できる次のうちいずれか 1 点
〇在留カード**及び**マイナンバーカード
〇特別永住者証明書**及び**マイナンバーカード
※　在留カードのみ、特別永住者証明書のみでは手続できません。
〇特定在留カード
〇特定特別永住者証明書
〇外国人の特定事項（国籍や在留資格等）が記載された住民票の写し
（コピー不可、交付日から 6 か月以内のもの）

■　留意事項

・返納（取消）した運転免許は元に戻すことができません。
・警察署での手続の場合、新しい運転免許証は後日交付となります。
・マイナ免許証をお持ちの方で、マイナンバーカードの更新手続き中の方は、新しいマイナンバーカードを受け取られてから、一部返納の手続をしてください。

■　お問合せ先

広島県警察本部交通部運転免許課　免許第三係
Tel:082-228-0110（代表）　内線:703-226～228
月～金（休日を除く）8:30～17:00 までの間　※12 月 29 日～1 月 3 日の間を除きます。